

市からの お知らせ

記号の意味

- 主催者
- 日時・期間
- 対象・定員
- 場所・会場
- 講師
- 費用(記載のないものは無料)
- 持ち物
- 申込方法
- 問い合わせ
- 保育(保育あり)

申し込み記入例

- あて先は 各記事の申込先へ
- 住所の記載がないものは 〒181-8555 三鷹市役所〇〇課へ
- 往復はがきの場合は 返信用にも住所・氏名を記入してください

1. 行事・事業名(希望日・コース・回)
2. 郵便番号・住所
3. 氏名(ふりがな)
4. 年齢(学年)
5. 連絡先(電話番号・ファクス番号、メールアドレス)
6. そのほか必要事項(保育希望の有無など)

お知らせ

人権擁護委員が再任されました

人権擁護委員の金子恵一さん、高橋雄二さん、寺本修子さん、板橋利定さんが4月から再任されました。人権擁護委員の任期は3年間です。

☎相談・情報課 ☎内線2131

使用済みインクカートリッジの回収

家庭で使用したブラザー工業(株)、キヤノン(株)、デル(株)、セイコーエプソン(株)、日本ヒューレット・パカード(株)、レックスマークインターナショナル(株)の純正品インクカートリッジを回収しています。

☎市役所、市政窓口(三鷹駅前・東部・西部)、図書館(本館・東部・西部・下連雀・南部)、コミュニティセンター(井の頭・新川中原・三鷹駅前)、リサイクル市民工房

☎ごみ対策課 ☎内線2533

建築物アスベスト調査の助成

平成18年8月31日以前に建築された市内の戸建て住宅と分譲共同住宅の吹き付け材に、アスベストが使用されているかを判断するために行う調査を助成します。

☎戸建て住宅=対象建築物に住所を有する所有者、分譲共同住宅=「建物の区分所有等に関する法律」に規定する管理者

◆助成金額

調査経費の2分の1(上限は1棟当たり戸建て住宅10万円、分譲共同住宅20万円) ※調査方法は、調査機関による目視調査および定性定量調査。

☎申請書に必要書類を添えて環境政策課(第二庁舎2階)へ

☎同課 ☎内線2523

東日本大震災避難者の下水道使用料減免期間を延長します

☎①震災により居住継続が困難な被災者、②福島第一・第二原子力発電所周辺で国が避難指示などを出した地域などからの避難者

※①・②に該当する方が給水契約者の場合は本人、親族などの住居に入居し

ている場合は当該住宅の給水契約者。

◆減免内容 1カ月当たり下水道使用水量10㎡以内までの使用料を免除

◆適用期間 平成23年3月11日以降、下水道の使用を開始した日の属する月の使用分～27年3月31日(使用開始日にさかのぼって適用します)

☎所定の減免申請書、り災証明書または被災証明書(写し可)もしくは被災時の住所が分かる書類(運転免許証、保険証などの写しも可)など申請に必要な書類を、東京都水道局営業所、多摩地区サービスステーション窓口へ

☎東京都水道局多摩お客さまセンター ☎0570-091-101または ☎042-548-5110、三鷹市水再生課 ☎内線2871

平成26年度「食育カレンダー」を差し上げます

JA東京むさし三鷹地区青壮年部の企画・発案による同カレンダーは、表紙と各月の絵に市内小学生による「農のある風景画」の応募作品を使用し、市内産の旬の農産物やレシピなども掲載しています。

☎100人

☎4月21日(月)からの平日午前9時～午後4時にJA東京むさし三鷹経済センター(新川6-35-26)へ(先着制)

☎同センター ☎46-2152

外環都市計画事業に関する説明の場を設けます

☎4月25日(金)午後4時～8時

☎所外環オープンハウス三鷹常設会場(北野3-6-1)

☎☎国土交通省関東地方整備局東京外かく環状国道事務所 ☎0120-34-1491へ ※自家用車での来場はご遠慮ください。

5月3日(祝)～6日(休)は三鷹駅前市政窓口を休館します

自動交付機は利用できます。ご理解とご協力をお願いします。

☎同市政窓口 ☎42-5678

生産緑地地区の追加指定

◆相談の受付期間 5月16日(金)まで

◆条件(概略) ①農業と調和した都市環境の保全など生活環境の確保に効用があ

るもの、②現況が農地であること、③500㎡以上の規模であること、④農業の継続が可能であること ※ほかにも指定条件がありますので事前にご相談ください。

☎まちづくり推進課 ☎内線2811

税金

臨時納税相談窓口の開設

同日程で電話相談も受け付けます。

☎5月8日(木)～18日(日)の平日午後5時～7時30分、土・日曜日午前9時～午後4時30分

☎納税課(市役所2階25番窓口)

※庁舎南側スロープ下の地下1階警備室前通用口からお入りください。

◆相談・納付(納入)できる税目

市民税・都民税(普通徴収・特別徴収)、固定資産税(償却資産分を含む)・都市計画税、軽自動車税、法人市民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料

☎同課 ☎内線2433

※市職員と偽った電話や訪問が発生しています。職員は訪問時に顔写真付きの「徴税吏員証」を携帯しています。不審な場合はご連絡ください。

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

☎6月2日(月)までの午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

☎市内に所在する土地、家屋の固定資産税の納税者

☎運転免許証など本人確認書類を持参し、資産税課(市役所2階28番窓口)へ

☎同課 ☎内線2363

国保・年金

会社などを退職したときには国民年金の手続きをお忘れなく

国内居住の20歳以上60歳未満の方が会社などを退職し、厚生年金や共済組合の加入者でなくなった時は国民年金加入の手続きが必要です。また、扶養されていた配偶者の方(第3号被保険者)

も手続きが必要です。

☎年金手帳、離職票などを持参し市民課(市役所1階3番窓口)または市政窓口へ ☎同課 ☎内線2394、武蔵野年金事務所 ☎56-1411

国保温泉センター割引利用券を配布します

☎市の国民健康保険に加入している方

◆利用施設 ①檜原温泉センター「数馬の湯」、②奥多摩温泉「もえぎの湯」、③秋川渓谷「瀬音の湯」、④生涯青春の湯「つつる温泉」

◆配布場所 保険課(市役所1階9番窓口)、市政窓口

◆割引後の利用料金 大人①②400円・③④600円、小学生200円

☎同課 ☎内線2386

※有効期限は平成27年3月31日まで。

子育て・教育

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方へ

4月分からの手当額が下記のとおり変わります。児童扶養手当受給者の方には、4月中旬に個別の手当額をお知らせしました。手当額は8月の支給から変わります。

◆児童扶養手当(月額)

41,140円～9,710円
→ 41,020円～9,680円

◆特別児童扶養手当(月額)

1級 = 50,050円 → 49,900円
2級 = 33,330円 → 33,230円

☎子育て支援課 ☎内線2751

すくすくひろばの催し

◆ひいふうみの会とわらべうた

☎4月21日(月)午前11時～11時30分

☎3歳までのお子さんと保護者12組

☎当日会場へ(先着制)

◆こいのぼり制作と集会

☎5月1日(木)・2日(金)午前10時～11時15分、午後1時30分～2時45分

※集会は5月2日のみ。

☎物あればカメラ

☎当日会場へ

◆年齢別あそびまじょ

参加者・傍聴者 募集

第73回 市長と語り合う会

ゴミゼロの日(5月30日)を迎えて、ごみの減量とリサイクルについての活動をされている方と三鷹市を語る

☎秘書広報課秘書係 ☎内線2011

☎5月23日(金)午前10時～11時30分

☎参加者=在勤を含む市民で、ごみの減量とリサイクルについての活動をされている方10人、傍聴者=在勤・在学を含む市民3人

☎市長公室(市役所3階)

☎5月14日(水)(必着)までに、はがき・電子メールで「第73回市長と語り合う会参加(または傍聴)希望」・必要事項(上記参照)・性別・参加者は語り合いたい内容を「〒181-8555秘書広報課秘書係」

☎hisho@city.mitaka.tokyo.jpへ(申込多数の場合は抽選)

※この会の内容要旨は、匿名で市ホームページに公開します。

みなさんの寄付をまちづくりに役立てています

市では、寄付をしていただいた方々のご厚意を事業などに生かすため、趣旨に沿った事業などに活用させていただいています。3月はご寄付(まちづくり協力金、ほっとベンチ寄付金を除く)を1件いただきました(敬称略)。今後もみなさんからのご支援を引き続きお願いします。

◆社会福祉事業のために

芝山正治、ヲトエ 100,000,000円

※市へ2,000円を超える寄付をした場合、住民税からも寄付金税額控除が受けられます。

☎企画経営課 ☎内線2112